

具志川地域の良好な居住環境の保持・形成に向けて… 「特定用途制限地域」の指定について検討を始めます。

- 平成24年10月に予定している具志川地域での『特定用途制限地域』の指定に向けて検討を始めます。
- すでに平成24年4月1日に石川地域で指定されており、今後は勝連地域、与那城地域と順次検討していきます。

■「特定用途制限地域」とは、「地域にとって望ましくない建築物の立地を法的に制限する(建てられなくする)」制度です。

- 都市計画区域内の「用途未指定地域」は、都市計画法による建築物の用途の制限が緩い地域です。
- このため、用途未指定地域では、地域にとって望ましくない建築物※の立地が進む可能性があります。
- 「特定用途制限地域」は、これらの望ましくない建築物※の立地を制限する(建てられなくする)制度です。

※「望ましくない建築物」とは、その地域に生活する上で、騒音や振動、悪臭、渋滞、日照、深夜営業などによる治安や光害、通学路の危険性など、様々な問題の発生要因となる建築物です。

〈うるま市都市計画図(具志川地域)〉



具志川地域での特定用途制限地域の指定について説明会を開催します。

地区区分	日時	場所
あげな中学校区	平成24年7月23日(月) 午後7時～	うるみん3階ホール
具志川中学校区	平成24年7月25日(水) 午後7時～	喜仲公民館
具志川東中学校区	平成24年7月26日(木) 午後7時～	具志川公民館
高江洲中学校区	平成24年7月27日(金) 午後7時～	高江洲公民館

※住所地の校区に関わりなく、都合のよい説明会へご参加ください。

※説明会の日時・場所に変更がある場合はホームページ等でお知らせします。

【お問い合わせ】 都市計画課 計画係(石川庁舎2階) ☎098-965-5620